

令和2年3月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月11日（水） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

9番 鈴木絹子

（1）中川村で「子ども食堂」を始めるには

4番 大原孝芳

（1）子どもの貧困問題への対応について

2番 飯島寛

（1）「村の防災対策」について

（2）「中川村第6次総合計画」と国の「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」について

（3）「子どもの貧困」について

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	保健福祉課長	菅沼元臣
振興課長	松村恵介	建設水道課長	小林好彦
教育次長	松澤広志		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子  
書記 座光寺てるこ

# 令和2年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和2年3月11日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

9番 鈴木絹子議員。

○9番 (鈴木 絹子) それでは、さきの通告に従いまして「中川村で「子ども食堂」を始めるには」ということで質問をします。

全国的に子ども食堂が広がっています。2012年に東京都大田区の気まぐれ八百屋「だんだん」で朝食や夕食を満足に食べられない子のためにこども食堂を立ち上げたのがきっかけであると言われてます。2016年には319か所に増えました。2018年には2,286か所になりました。子どもの孤食や貧困による欠食を補うためにつくられたものですが、テレビなどのマスメディアで報じられたこともあり、全国に広がったものです。広がりとともに子どもに限らず、親子であったり高齢者であったり、誰でも参加できる居場所としての取組となって、さらに広がり、令和元年5月時点で全国3,718か所が存在しているといえます。これは、NPO法人全国こども食堂支援センター「むすびえ」の調査によります。昨年比1.6倍で、直近の2年を上回る増加ペースです。まさに、全国でどんどん増えている状況と言えます。この状況について村長はどんな感想を持たれますか。

○村長 子ども食堂につきましては、地域の子どものたちや保護者などを対象にして、まず食事を提供するという意識を持って開かれていると、共同生活を営む場でもあり、NPO法人や地域住民の皆さんによって運営されている例が非常に多いというふうなことを聞いております。

目的は、まず食べられない子どもに少しでも食をとということで始まったと思いますけれども、いわゆる、そのことを通じて子どもたちの貧困の対策ですとか、そういうことから始まるとともに、地域の中での交流をしたり、地域で支えていきましようという、そういう居場所、拠点になっているというふうに思っております。経済的理由や家庭の事情によって栄養のある食事が取れない子どもたちを支援するという社会的な役割を担うというのが本筋であると思いますけれども、このように増えてきているのは、子ども食堂の運営がそれだけにとどまらない役割を果たしている、人と人のつながりをつくっているというふうなことの表れだというふうに思っております。

○9番 (鈴木 絹子) 今の中で言われた貧困対策から始まったということで、貧困についても少し触れたいと思います。

子どもの貧困は、食事という物的なことだけではなく、孤独や心の貧困の問題もあります。例えば、子ども食堂でコロッケが出て「これ何？」と言う子がいて、コロッケを食べたことがなかったり、鍋を出したら「鍋をつつくって、本当に箸でつুকんだね。」と言う子がいたら、家庭でちゃんとした食事をしていないんだと周りも気づきます。御飯と一緒に食べることで気が許せて、困っていることや悩んでいることを話してくれたりするなど、見えにくい貧困に気づく場として子ども食堂は重要な役割を果たしています。

全体では、貧困などの問題を抱えた子は2～3割ぐらいいて、そういう子の存在を察知したら行政や福祉関係者につなげて、見守っていくことができます。地域の関係者と協働していくことで貧困の解決につながるのではないかとということです。

国が、子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成25年法律第64号ですけれども、それをつくった背景には、子どもの貧困率、独り親世帯の貧困率、生活保護世帯の高校進学率の低さ、世代を超えた貧困の連鎖がありました。2009年には、18歳未満の子どもで15.7%、2012年には16.3%で、6人に1人が貧困と言われていました。2017年には少し下がって13.9%で、7人に1人と言われてます。しかし、140万世帯以上いる独り親世帯の子は貧困率が50%を超え、2人に1人と極めて高く、主要国と比較しても最悪の水準です。

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、基本理念として、子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されていなければならない、また、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取り組みとして行わなければならないとしています。

ここで伺いたいんですけれども、中川村での貧困状況はどのようになっていますか。貧困状況として捉えられる姿、考えられる姿はどんなものがありますますか。

また、貧困率として数値化できるかを質問します。

○村長 子ども貧困につきましては、親の貧困が大きく影響していると。

今までに上部組織を通じた統計的な調査、こういったことを行った経過はございません。

相対的貧困率の算出式にのっって、中川村ではどうであるかというふうなことにについて計算したことは、今までありません。

したがって、貧困率というものについては正確な数字を把握していないということでございます。

一般的な話しか申し上げられないんですけど、よく言われるのは、計算式については今ここで言う必要もないかと思えますけれども、私も担当課のほうから式等を教えていただいて、教えてもらいまして、こういうことなんだなあというのを認識した程

度でございまして、非常にちょっと認識が甘いことを反省をしておるところでありますけれども、一般に指摘されていることとしては、いわゆる貧困率というものを出すときの一番の基になります相対的貧困世帯における等価可処分所得がどういふふうになっているかということでありまして、1997年の段階では、中央値をもってこれを出すようでありまして、1997年には297万円であったのが、2015年、ちょうど4年前になりますけれども、では245万円と52万円も等価可処分所得が下がっているというふうなことが指摘をされておるようでありまして、これについては社会の中間層の凋落がこの背景にあるというふうには指摘をされているということも、言われているということをお勧めさせていただいたところでもあります。

相対的貧困世帯の可処分所得につきましては、今申し上げた額の半額以下でありますので、245万円を2で割りますと122万円というのがラインになりまして、これを貧困線、これ以下の世帯を貧困世帯というところまでは分かったわけでありまして、お尋ねの、繰り返しますけれども、お尋ねの村の実態については、計算をしたことはございません。

○9 番 (鈴木 絹子) 数字としては計算されていないということですが、中川村での貧困状況、子どもの貧困状況については、具体的にはどんなところで、どんな姿がそういうふうに見えるというふうには考えられているのでしょうか。

○村 長 貧困の連鎖という言い方はないんですけど、村のほうでは、いわゆる要保護児童支援対策協議会というものをつくっております。その中で実際には報告例も聞いておりますし、具体的なことは申し上げられませんが、親の貧困なり、例えば、独り親に限らず、親が病気で働けないと、こういうところの家庭の子どもさんについて見ますと、上の学校へっていか、高等学校等への進学も非常に難しいということ、それから、中にはどうしても不登校ぎみの傾向があるというふうなことも報告をされておるわけでありまして、実際にはそういうところに表れているのではないかと思います。

また、保育園では、例えば、貧困の連鎖がそのままというわけにはいきませんが、家庭においてのいわゆるネグレクト、放任といいますか、ですとか、児童虐待、DV、こういったことも保育園の中では例えば発見されるというようなケースもありますので、そういうことと必ず貧困が結びついているかどうかということもまたあれですけど、大いに関係があるというふうには思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 分かりました。  
貧困対策計画として長野県には策定努力義務がありますが、令和元年6月にこの法律が一部改正され、第9条2項というのが新設されたということですが、そこには、市町村は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとするということが新設されたそうです。

また、この法律の目的には、貧困世帯の子どもだけではなく、全ての子どもが対象であるということと、子どもの権利条約の精神にのっとり推進することなどが盛り込まれたということですが、

中川村での教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、具体的に挙げられるものが何かありますか。具体的な内容や項目などを示していただきたいと思っております。

○村 長 幾つか概略を申し上げます。  
まず、教育委員会が行っております就学援助でございます。これについては、申請によることで、援助をする該当者には、該当の家庭には援助するというところになっておるわけでありまして、生活保護基準の2.5倍までの家庭を対象としておるということで、これについては数字等も把握をしておるところであります。実際に就学援助をしております家庭も把握をしております。令和元年度の途中では、世帯数で言いますと18世帯に上っておって、うち母子世帯は14世帯ということでございます。

それから、保健福祉課の関係でありますけれども、子どもの貧困につきましては、社協、社会福祉協議会と、「まいさぼ」と申しまして困り事の解決をお手伝いする組織があります。この「まいさぼ」が協力して支援に当たっております。

それから、生活相談員が生活困窮家庭の相談支援に当たっております。親の貧困を原因とするケースにつきましては、生活保護の受給資格を確認する中で、上伊那福祉事務所と連絡を取って対処しております。

○9 番 (鈴木 絹子) 最初の教育委員会の就学援助については申請っていうことですが、以前にも伺ったかなと思うんですけど、その後に変化があれば、申請をするに当たって全家庭に、何ていうか、申込申請用紙がどのように配られているかっていうのは、質問には書いてありませんけど、もし今ここで分かればお願いしたいんですけど。

○教育次長 就学の入学時及び毎年でありますけれども入学式が終わってから、始業式が終わってから各家庭に通知を出しておりますので、取りこぼれはなかろうかと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) すみません。質問事項にはないんですけど、中川村でも、今、就学援助に関しては3月、入学前にされるようになったと記憶しておりますけれども、小学校の子は保育園のときとか、そういう形ではないですか。

○教育次長 2年ほど前でありまして、規則が変わりましたので、そのとおりに対応しております。入学の説明会の折にお渡ししておりますので、今年につきましても入学前支給ということで2件ほど要望が出ております。

○9 番 (鈴木 絹子) それでは、次に行きます。  
日本財団は、子どもの貧困対策プロジェクトとして生活困窮家庭の子どもたちに第3の居場所を提供することで、人や社会と関わる力、自己肯定感、学習習慣など、自立する力を伸ばし、社会的相続を補完し、行政、NPO、大学、企業、市民の方々とチームで取り組み、みんながみんなの子どもを育てる社会をつくることで貧困の連鎖を断ち切るとしています。モデル的に全国100か所を目指しているそうです。

そして、財団は、子どもの貧困の放置による経済的影響に関する日本初の推計をレポートしました。この調査では、子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという想定の下、現状を放置した場合と子どもの教育格差を改善す

る対策を行った場合の2つのシナリオを比較しました。改善シナリオでは、現状を放置した場合に比べ、大卒者の増加や就業形態の改善によって生涯所得が増加するほか、所得増に伴い個人による税、社会保障費用の支払いが増えることで、国の財政負担はその分軽減されることとなります。この差分を社会的損失として算出すると、子どもの貧困を放置した場合、わずか1学年当たりでも経済損失は2.9兆円に達し、政府の税負担は1.1兆円増加するという推計結果が得られました。この結果から、子どもの貧困が日本経済や国民一人一人に甚大な影響を及ぼす問題であることが明らかになるとともに、対策を講じた場合には極めて大きなリターンを期待できることが示唆されました。

この推計について村長はどのように考えられますか。

○村 長 日本財団の報告であります子どもの貧困の社会的損失についてレポート2015というのをインターネットから落としまして、ちょっと時間がありませんので斜め読みで申し訳ありません。したがって、詳しく読んでいないということで、軽々なというか、感想を申し上げるべきではありませんけれども、非常に興味深いというふうに思っております。これにつきましては、外国は、かなり大規模に追跡、家庭を将来にわたって、その子どもを追跡調査した結果、社会的な実証実験を行っていますか、そういったものを踏まえてレポートが幾つか出されております。そのことを引き合いに出して、対比するように日本にある統計、この統計を使って推計をしておるというふうに捉えておまして、議員がおっしゃるとおり、このレポートの中では子どもの貧困による教育格差を改善する対策を講じた場合とそうでない場合の経済格差を述べておるものというふうに思いました。貧困家庭を放置することが将来の経済的損失につながり、子どもの貧困の早期の解消が社会全体の利益になることと併せて、このことを金額という形で数値化をして見えるように示しておるというふうに捉えております。

○9 番 (鈴木 絹子) それでは、もう一つ日本財団はレポートをしています。これは、家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力の格差の関係の分析です。認知能力とは学力を指し、非認知能力とは自己肯定感、生活習慣、コミュニケーション力などをいいます。このレポートでは、格差が拡大する前の小学校低学年時点からの早期支援の必要性や学習の土台となる他者への基礎的信頼や生活習慣など、非認知能力の育成の重要性を明らかにしています。

このレポートに関してはどのように考えられますか。

○村 長 このレポートも読んで、読む時間がありませんでしたので、考えて、じっくり考えないと何とも分かりませんが、学習の土台となる非認知能力につきましては、家庭生活や小学校入学前の自ら体験したこと、保育園での活動を通して育まれていくものというふうに考えております。保育園の生活を通して獲得するもろもろのことが非常に重要ということかなあというふうに思います。

それから、私はそう思うわけですが、幼児期の教育の大切さにつきましては、専門家であります教育長から答弁をお願いしたいと思います。

○教育長 非認知能力につきましては、就学以前にも大いにかかわる部分があるというふう

考えます。幼児期に非認知能力を高める教育を受けると、成人後もその効果が続いて社会的な成功や健全な生活につながるというふうに報告をされております。小学校低学年時点においても同じことが言えると思います。

家庭においては、子どもを育てる場合、無条件の愛を与えてあげるといふふうに言われますけれども、子どもの行動を褒めることを主体に、おらかな気持ちでゆとりを持って見詰めることが大切だといふふうに思います。親が働くことに精いっぱいであつたり、経済的に困窮していたりしている中では、子どもをおらかな気持ちで育てることができにくいといふふうに思われまして、この点、貧困が関係してくるといふふうに思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 今おっしゃられたように、幼児期とか、低学年のそういう無条件の愛、家族からしっかり愛されて、褒められて、自分に自信を持って育つということがとても大事なことだと私も思います。

格差が広がる前にしっかり認知能力支援、非認知能力育成ができれば格差は広がらないならば、社会はそこに力を注ぐべきと私は考えます。

次ですが、信州子どもカフェプラットフォームというものがありますが、御存じとした上で質問していきます。

これは、長野県、市町村、NPO、関係機関、支援団体、民間企業及びボランティア等、多様な主体により構成され、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携・支援組織です。県内10地域で構築され、今年で4年目となるそうです。その中の1つに上伊那地域子ども応援プラットフォームがあります。この研修に中川村の職員の方も参加しているので、村として参加しているという認識でよろしいでしょうか。

○村 長 信州子どもカフェにつきましては、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で子どもたちの成長を支え、自立力をつけてもらうというために、学習支援や食事提供、悩み相談など、家庭機能を補完する居場所のことであるということのようであります。最初の会議は、伊那市で平成29年度に開催をされております。この会議に担当係が出席を行っておるところであります。復命書での報告をされておるようでありますけれども、特にその後、村としてどうなんだという、このことについて議論を担当課でした経過というのは、どうもないようでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 次の質問も答えていただきましたけれども、私もその会合には参加したんですけど、その時点では自治体がどうするとかいう思いはなかったんですけど、いろいろその後の会合の参加の中で考えるものがありました。

今、辰野から駒ヶ根までは信州子どもカフェとしていろいろな団体が子ども食堂として実施していますが、飯島町と中川村では未実施というように確認しています。

また、下伊那郡でも飯田市を中心に松川町、喬木村、阿智村でも実施しています。この状況については、どのように考えられますか。

○村 長 他町村では、担当部署も様々なようであります。信州子どもカフェとして地域のNPO法人ですとか民間の個人、こういった皆さんが実施しているところはあるよう

ありますけれども、町村が主体となって積極的な取り組みや運営に協力しているというところは、聞いた中ではあまり——あまりないというか、少ないように思いました。

信州子どもカフェとして実施するということになれば、どこかに委託してやろうとかかいうふうなことになるかと思えますけれども、子ども食堂が学校の長期休暇中など限定的なところですか、食事提供を障害者の方が中心になって行っていくなど、いろんなパターンがあるようでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 本当にいろいろなパターンがあるというように言われていますが、私は、昨年秋からNPO法人全国子ども食堂支援センター「むすびえ」の理事長であり、現在、東京大学の特任教授というように書いてあったと思うんですけども、社会活動家でもある湯浅誠氏の講演を3回も聞きに行きました。湯浅氏は、今からもう20年近く前になるのかなあと思うんですけども、東京の年越し村の村長だった人です。今は子ども食堂の講演などで全国を巡っています。この湯浅氏の話聞き、子ども食堂についての理解を深めることができました。山坂が多くて集落が離れている中川村では難しいかなと思っていたことがすっかりして、それは中川村らしく実施すればよいということをおもいました。

先ほど言われましたけれども、子ども食堂はいろいろなやり方があってよしということで、どこでも誰でも子ども食堂を運営できるということです。

今、子ども食堂は、地域の多世代交流拠点づくりと子どもの貧困対策の2本柱で成り立っているといいます。少数の子どもや家族と深く関わる場所もあれば、毎回300人も集まるイベント型の活動スタイルもあります。お寺での子ども食堂もあれば、マンションの一室というところもあります。月1回のところもあれば、週1回土曜日の昼だったり平日の夜だったり、中には毎日3食というところもあります。究極的には、地域のつながりの場であるということで、中川村にはまだ残っている地域の絆を再構築しようというのが子ども食堂であると思います。みんなが集まれば楽しい、みんなで食べればおいしい、家でも学校でもない居場所としての子ども食堂は、行けば大人がいて話を聞いてくれる、どこの子もか、どこのおばあちゃんか、地域の中で分かり、外で会ったときに声を掛け合える関係ができることが貴重なことです。

先日、いきいきサロンでスタッフの人が「中川でも子ども食堂をやればいいのに。」と言いました。自分たちも、家で独りで御飯を食べるより、みんなで食べたほうが楽しいよねということでした。いきいきサロンと合流することも1つの方法であると思えます。

さきの日本財団のレポートにもあった低学年からの支援は重要ということで、これも可能なプログラムと考えられます。

何より、子ども食堂をやる気があっても、どうしたらよいか分からないという質問に、湯浅氏は、少し考えて、動きがあれば人が集まってくるという助言をしていたのがとても印象に残っています。

そこで伺いたいんですけども、村として場所の提供をしていただけないでしょうか。どこで行うかが難しいので、村の施設を使わせていただければ実行に移せるかと

考えますが、いかがでしょうか。

○村 長

他町村にも担当課は調査をいたしました。

子ども食堂として介護施設や指定管理施設を利用している状況はあるようではありません。

それから、利用料を100円～300円程度頂きまして、ボランティアで運営しているところがほとんどでございます。

利用者も、分け隔てなく誰もが集える場所として提供し、子どもに限って限定しているというところは少ないようでありました。

調理ができて、子どもも大人も一緒に食べ、遊んで、子どもは遊ぶ、中には勉強もするというようなことも、数ある子ども食堂の中ではやっておるようでありました。その中には、結構、数学とか英語とか得意な方のボランティアさんがいて、つまずいているところを教えて援助してやると、そういうようなこともあるようでありました。これ、全国の例のようでありましたけれども。

今お尋ねの場所のことでもありますけれども、場所というと、やはり開催場所の確保、こういったものが大変なかなあとこのように思っております。そうしますと、中川村で、もし仮にこういったものができたときに、じゃあ民間のアパートとか空き部屋、こういったところがあるんだろうかと考えるわけですが、空いたおうちがたくさん、確かにたくさんありますが、これにふさわしく貸していただけるかどうかという問題と、民間のアパート等は当然ありませんので、いろいろ考えられるのは、調理もでき、ある程度人数も集まれるというような場所と申しますと公共機関ということになるわけでありました。例えば地区の集会施設ですとか、村の所有しております施設、例えば介護予防センター西館、こういったところの利用などが考えられるかと思えます。

この質問をいただいたときに、急いで、実践例と申しますか、何冊か本を取り寄せて読んでいただいておりますけれども、その中にあったのは、やはり開催をしていくに最大のネックになっているのが開催場所をきちんと確保することだということを書かれておりました。そういうことを考えていったときに、もし、民間なり、これをやりたいという皆さんがどこかいい場所がなくて困っているとしたら、行政としてできる支援は、こういったところの提供ができないだろうかとか、そういう面でも考えていきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃられる子ども食堂を始めたいという何人かの、ぜひ動き出しを注目したいというふうに思っております。

それから、もう一つ訂正をさせていただきたいんですけども、先ほど質問をいただいた中に、私、相対的貧困世帯の可処分所得は122万円、これが貧困ラインであるというふうに申し上げましたが、正確に申しますとひとり世帯、ひとり世帯の相対的貧困線、これが122万円ということのようであるというふうに訂正をさせていただきます。

○9 番

(鈴木 絹子) 場所の提供が可能であるということで、子ども食堂をやろうと思っている人たちには大変朗報かと思えます。

ほかにも、継続して運営していくには、1、食材の確保、2、人員の確保、3、資金の確保が求められるとあります。1と2についてはネットワークでつなげていけるかなと思いますけれども、3の資金については、何か補助金を使えるか助言を頂きたいと思います。

また、国のほうでも補助制度があるとか、長野県でいけば、県の北部のほうでやっているこども食堂では、JAの直売店やAコープの売店で購入したものについてはレシートをもって全て還元するという援助をしているということも聞きました。

その点では、資金についての何か御助言が頂ければありがたいなあと思いますけれど。

○村 長 今、議員がおっしゃられた、このことを応援しようとしている団体といますか、民間団体ですけど、ここの中で応援をする、立ち上げに関わるのかどうか分かりませんが、応援をする、支援をする制度があるようであります。詳しくはちょっと分かりませんが、これも、先ほど申し上げたとおり、幾つかの本を読む中で知り得た情報でございます。

それから——それからといますか、あと、どうやって運営しているかということですけど、いわゆる篤志家の寄附というもので運営している場合、それから食材ですか、食材については、持ち寄りで行っている場合と、今おっしゃられたように、何ていいますか、スーパー等の売れ残りという言い方は失礼ですけど、期限が切れる寸前の、切れようとする寸前のまだ食べられる、こういったものを原価なり、ほとんどただ同然といますか、そうやって提供していただいて運営をする、野菜を作っている農家からはこれ食べてという形で持ち込まれる、あるいは、お米が、例えばある団体、これは東京だったんですけど、100 kgほど、何ていうのか、支援をいただけたというような例もあるようでありまして、ほとんど行政が幾らというふうに出しているところは、東京都の区、区からの支援はあるようであります。ただ、この近隣の中では、そういうふうに出しているかどうかということまでは調査をしてございません。

ですので、やっぱり最初は、場所の提供をやりますので、提供は考えますので、補助金ありきというんじゃないなくて、まず、こういうことをしたいんだという皆さんの熱意なり、こういうところから始まるんじゃないかと思っております。その輪がいろいろな応援をする民間の団体に広がって行って、最終的に、恒常的にどうだこうだ、どうしてもこれが運営できないということであれば、行政にこういうところが応援できないかとかいうふうに手段とするとなくなっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、まずは、補助金ありきでどうのこうのという前に、まず、誠に失礼な言い方になるかと思いますが、こうしたいという皆さんの思いと、まずそのことをもって、まず始めていただく、それに対していろんな方の応援があるんだろうと。行政も、それについては指をくわえて見ていることはまずないということでお考えいただければと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) 資金については、村からという思いではなく、何らかの補助金があるらしいということで、私も、いろいろインターネットだとか記事、いろんな記事だ

とかは調べてみたんですけども、あまりにも範囲が大きくなって、ちょっと収集しきれなかったんで、聞いた話ですけれども、子ども食堂をやれば国から毎月ちゃんと出るんだよというのも聞いたので、そこも改めてきちんと聞いてみたいとは思いますが、継続して運営していくにはその3点が大事だということがある本に書いてあったので、そういうふうに思いました。

子ども食堂は、SDGsの誰一人取り残さない社会を目指すという持続可能な地域づくりにも合致しています。子ども食堂を始めたいという人が何人かいるので、できるだけ早い時期に中川村の子ども食堂が開始できるように私も尽力したいと思います。

これで質問を終わります。

○議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

次に、4番 大原孝義議員。

○4 番 (大原 孝芳) 私は1問を質問したいと思います。

まず、その前に、今日は3月11日ということで、今、新聞等もいろいろ注目しているわけですが、ちょうど東日本大震災から9年たったということでございます。私も毎年こうやって言わせていただいているんですが、ちょうどこの日に、こうやって一般質問できるっていうことも、何か、どんな関係があるのかなと思うんですが。

私たちは、ここにいらっしゃる議員も何人かは一緒に飯舘村へ何度も足を運びました。そしてまた、飯舘村の皆さんにもどんちゃん祭りに何度も来ていただき、交流ができました。私たちが思ったことは、あれだけの災害があった後、どんなふうに復興していくかっていうことをきちんと見ていこうねということ、私たちは当時、議員さん、飯舘の議員も見えましたので、そんな話をしたことを覚えております。

そして、今回9年たったわけでございますが、皆さん御存じのとおり、まだまだ復興半ばのような状態だと思います。特に飯舘村については、放射能汚染という非常に、長崎、広島に核爆弾を落とされたことがあるんですが、それ以降経験したことのないような災害でございまして、非常に先が見通せないようなことでございます。私もここ数年行っていないわけでございますが、恐らく除染した廃土の山盛りが、まだそこらめったにあるんじゃないかなと思います。

したがって、私たちは今、風評も大分なくなってきたわけでございますが、しかし、皆さん忘れてしまっているんじゃないかなと思います。テレビや新聞等でもほとんど、この日が近づかない限りは報道されることはございません。したがって、日本において全くなかったかのように皆さんたちが忘れてしまうことのほうが、風化してしまう、風評ではなくて風化してしまうことのほうが大変まずいんじゃないかなと思います。

したがって、私は、この日が来るたびに、どこかの場面でこうやって物を言わないと、中川村の皆さんも、あたかも人ごとのように思われてしまうんじゃないかと、そんなことが心配でございますので、ぜひ村民の皆さんも、ぜひ今後どのように今の被災地がなっていくかっていうことを注視していただきたいと、こんなことを申し上げて、これから質問に入りたいと思います。

今、9番議員が質問されました。ほとんど私の質問も同じことでございます。私も

9番議員や8番議員と一緒に湯浅誠さんの講義を受けていますので、出どころが一緒です。ほとんど同じ情報をもって質問させていただくこととなりますので、重複しますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、全国で生活に困窮する家庭に育つ子どもの割合が7人に1人ということで、9番議員からもいろんなデータで紹介があったわけですが、湯浅さんが言われるように、これは日本だけの、何ていうんですかね、数字じゃなくて、OECDの中で、こういった、先ほど村長が説明されたような根拠を持ちながらやって示している数値でございますので、日本が勝手に作っている数字じゃないのです。こちら辺は、私も彼から聞いたときにはそういうもんだなっていうように感じたわけですが、つまり、7人に1人って、例えば私たちが村に住みながら、私も孫もいますし、また御近所の子どもさんたち見ていて、本当にこの村に貧困の方がいらっしゃるのかなっていう状況は、なかなか見えてこないんじゃないかなと思います。したがって、この数字が独り歩きして、そんなこと、例えばこの中川村において貧困家庭なんかないよねっていうようなことは、ほとんどの住民の方は思われているんじゃないかなあとと思います。

したがって、先ほどの村長の答弁で結果は明らかでございますが、村では、こういった実態と調査していないっていうことであるんですが、例えば中川村ではこれに対して民生委員の皆さんの御協力もいただいていると思いますし、先ほど、いろんな教育委員会、あるいは保健福祉課等でいろんな支援をする中で、こういった状況を把握していると思うんですが、その7人に1人っていう、そういう認識っていうのは、調査はしていないんですが、村当局の皆さんとしては、こういう感覚的なものはお持ちかどうか、ちょっとまずお聞きをしたいと思います。

○村長 今おっしゃられたことを具体的に当てはめて、数値があると、ああなるほどなと思うんですが、先ほどもお答えしたとおり、こういった調査を実際に村に当てはめてやったことがございませんので、何とも申し上げられないということになります。

ただ、いわゆる相対的な貧困率というか、貧困家庭であると、この家庭は、というふうなことがはっきり今見えにくい状況が非常に大きいんじゃないかというふうに思います。一般的に言いまして、恐らく家庭で食べる物といいますか、何らかの形で食べている家庭が多いんだろうと思いますが、中には、いろいろテレビやなんかで放送されていてひどいのは、例えば最後には亡くなってしまうと、食べる物がなくてというようなこともあるようでありました。これは、テレビといいますか、報道の話であります。

それから、今、そうはいいながら、あのうちは生活大変と言いながら、何と申しますか、スマホでも何でも使っているじゃないかというようなことがあるわけでありまして、これについても、こういう点では当たり前のように、同じように持って使っているわけでありまして、ただ、これについて言いますと、スマートフォンがないと、その家庭に育った子どもは、ほかの子どもたちとつながれないから仲間外れにされてし

まうから、どうしてもそれを持たざるを得ないという場合と、親も、それを持つことによって、いろんな仕事っていいですか、どうしても定職っていうか正規の労働に就けない、いわゆる派遣っていいですか、臨時的な仕事しか就けないというところでもって、常にそういうところで探さざるを得ないというようなことも指摘をされているということは聞いております。

ですから、具体的に中川村の、こういう先ほど申し上げたような幾つかの家庭、これは、私どもの中にも社会福祉士もおりますので、家庭の支援ということで、個別に民生児童委員さん通じて毎月協議をして、その家庭にどうしていくんだっていう支援策を話し合っておるところでありますので、個々の事例を聞いてみないと何とも言えませんけれども、実態は、そういうことで非常に見えにくいんだろなというふうに、私自身が追及をしようとしていないというふうにおっしゃられるとそれまでかもしれませんが、現象として、やはり見えにくいということはあるかと思えます。

○4番 (大原 孝芳) 村長、正直に見えにくいっていうことを言っていたらと思うんですが、本当に、何ていうんですかね、貧困問題っていうのは、例えば私たちが育った時代は、ちゃんと例えば服装を見れば穴が空いていたり、靴下に穴が空いたり、きちんと表れて出ていたわけですよ、私自身もそうであったかもしれないし。しかし、今日は本当に、何を以て貧困とするかっていう1つの定義もございまして、先ほど所得のことで7人に1人の根拠としてはそういった数値も出るわけですが、私は、湯浅さんが言っていて一番印象的だったのは、貧困っていうのは、まずお金がないっていうことは、これははっきりしていますよね。それから、貧困の1つの大きな流れとして、貧困だとながりがなくなるって言っていました。それから、そのために自信がなくなるって言っていました。つまり、お金がないことが人間として生きていけないと、そういうような、非常に、何ていうんですかね、情緒的ではあるんですが、つまり、今、貧困問題っていうのは、じゃあお金をそこに、何ていうんですかね、法的にも生活保護みたいにあげてやれば、その子は幸せになれるかっていうような、そんな問いかけにも聞こえたんですが、つまり、先ほど9番議員も言われたんですが、中川村の6次総合計画でSDGsを大きく引用するというので、取り組んでいくっていうことなんです。そこにも、先ほども言われましたように地球上の誰一人として取り残さない、それから、17ある項目の中で目標の第1として、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせるっていう、そういった大きな大義があります。したがって、中川村としては、これに沿って、SDGsに沿って6次総合計画をつくっているわけでございますので、こちら辺はしっかり、幾ら見えにくくても何らかの方策でこれに取り組んでいくというのは、もう最初から、ここは、もうきちんと捉えておいていただきたい問題であると思えます。

それで、次の質問でございますが、今言った6次総合計画の前期の中で、家庭の環境に関わらず児童等が心身ともに健やかに育成されるために地域で支え、必要に応じ公的な支援へとつなげていくと記されております。しかし、この方策っていうのは、行政の考え方っていうのは、どちらかという結果に対してどういう補助をつけよう

かとか、そういうことが主に多いと思います。

しかし、私は、自分たちの健康もそうなんです、予防的見地から考えた施策というものの非常に必要じゃないかと。つまり、先ほどの9番議員が言われたような大きな二十何兆円もの損失が生まれるっていうような、そんな試算もある中で、中川村の中で、こういった予防的な施策っていうものが考えられないかということをお聞きしたいと思います。それについては、非常に見えにくいっていう、先ほど村長が言われたように、この問題っていうのは形として非常に、見える化するっていうか、数値化できていないもんですから手の打ちどころがないっていう、そういうことかと思えます。ですので、もし今の段階で、私は、それが最終的には子ども食堂みたいなものがそういった予防的政策になるんじゃないかと考えているんですが、現時点で、今、行政の皆さんが今お考えになる中で、今の現状の皆さんが通常行っている業務の中で、そういった予防的なものでこういったものを考えていくっていうことはどんなことがあるかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

○村 長 非常に難しい質問かと思えますけれども、行政は、どうしても対処を考えるというのが行政のやり方でありますので、まず、特に養育者であります親の経済的な安定と自立ということが、やはりこれには一番大きく関わってくるのではないかなというふうに思っております。

予防的見地ということのお答えになるかどうか分かりませんが、早期に把握するために通常行っていること、改めて申し上げます。

まず、保育園での園児の状態の把握としまして、服装等の衛生状況やお便りが保護者にきちんと届いているか、届いているとしたら、その返事がどういうふうに戻ってきたか、こういったことを保育所は常に見ております。

2つ目、保護者会費等の納付に遅延はないか、発育測定での食事などの栄養面の把握など、これが2点目であります。特に、こういったことにつきましては教育委員会の関係になるかと思えますが、非常に学校の養護教諭の存在、こういったものが非常に大きいかと思っております。

また、3点目に、民生委員さんが3年の任期で改選をされております。昨年12月に改選されたわけでありますけれども、本年の2月から民生児童委員との懇談を定期的で開催するようにしております。民生委員との懇談を定期的で開催することで、住民からの不安や困り事を早期に把握し、対応につなげることで、こういったことに期待をしております。なければなくて、それはそれでいいわけでありますけれども、この問題については、かなり深く突っ込んでいかないと上がってこないだろうなということも感じております。特に、民生員さんの中には、主任児童委員といたしまして児童を専門にする、専門に扱うといたしますか、専門領域としております2人の主任児童委員さんがおりますので、こういう皆さんとのつながりが非常に大事になってくるというふうに考えております。

4点目、長野県においては、法律の改正に基づきまして福祉事務所ごとに支援会議を設置することになっております。この支援会議につきましては、今まで生活就労支

援センター、先ほども9番議員の御質問にお答えしましたが、愛称を「まいさぼ」というようであります。生活就労支援センターが行ってこられた支援調整会議とは異なりまして、委員に対しましては守秘義務と罰則を規定してございまして、本人の同意なく、いまだ支援につながっていない生活困窮者への支援が図られるように、これは自治体職員を交えた情報共有と対策協議を行うということが可能になっておりますので、こういうところの会議を定期的に関き、この中から実例を早く見つけ出すということで対処していきたいと。

幾つか挙げましたけれども、こんなことが、予防措置になるかどうか分かりませんが、行政としては、いろんなところからネットワークを使っているような実態を拾い上げる、そこから始まるというふうに考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今の段階で行政としてやれることっていうか、やっていることを今言わせていただきまして、幾つもありますね。特に民生児童委員の力とか、そういった方は本当に御苦勞されているいろいろされているということに対しては敬意を表したいと思います。

やっぱり子どもたちの、例えば、やっぱそれは親の問題でもあるんですが、貧困問題っていうのは子どもだけじゃなくて、例えば2000年問題ですかね、私たちの年代の問題でもあるし、それから親である若者、子育て世代の正規、非正規の労働問題があってワーキングプアの問題があったり、本当に格差問題と言われてから貧困問題っていうのが大きな問題になっております。したがって、これから、世界中が格差ということになっておりますので、こういったことは一筋縄ではいかないというか、例えば国策として、それこそ大きな、何ていうんですかね、ベーシックインカムみたいな給付制度とか、とんでもないようなそういう政策がない限り、これはずっとついて歩く問題化と思えますが。

しかしながら、まずは子どもに特化して、しっかり、中川村の子どもはしっかりこういった問題から守ると、そういう熱意の下に、今、全国ではこういった子ども食堂等が動いているわけですが、先ほどの村長の答弁をお聞きしていますと、もしこういうような方がいらっしゃればウエルカムだというようなお話も聞いているんですが、再度、こういった子ども食堂の支援の輪が広がっていくことに対して行政が、来てくれれば相談に乗っていくよっていうような御意見を聞いたんですが、今言われた民生委員とか、また各所管の部署が動くプラス、こういったものができる、子ども食堂がプラスアルファ、加わった場合に、相当中川村のそういった子どもの貧困問題に対して大きな体制を整えると、そんなふうにお考えかどうか、ちょっと再度お聞きしたいと思います。どうですか。

○村 長 体制が中川村でネット、いわゆる、何ていいますか、貧困の格差とか、いわゆるセーフティーネットという言い方になりますか、こういったもの、子ども食堂を開催すれば、これは万全だというふうには思わないわけで、子ども食堂は、やはり、1つ、いろんなところの問題の掘り起こし、発見の場であると、見つかる場であるとは思いますが。その中で、ただ見つけるだけじゃなくて、その中から子どもたちの新たな要求だ



とか——私が思ったのは、例えば、本当は高校に行きたいんだけど、どうも点数が低くて都立高校、これは東京都の話ですけど、都立高校は無理だと言われたと、それで私立に行きたいんだけどって言って、いわゆるこども食堂に来ていた子どもが数学の、中学3年生ですけど、本を——本ってというか教科書を出した——教科書ってというか問題を出したらしいんです。そうしたら、どうも小数の意味が分からないと、0.1とかいうのは一体何だという話で、たまたまボランティアでやっていた方が非常に堪能な方で、これはこういう意味だよということで、やっと分かったそうなんです。ですから、その子どもさんは、非常に貧困でもあったんだけど、スーパーに行って、例えば最後のほうで2割引とか3割引、こういった食品の意味が分からなくて、これはどうも怪しいというふうなことで、何といたしますか、その食品を買わずに高いものを買って食べていたという例があると、これは極端な例かもしれませんが、そういうことにやっと気づいたそうです。その子のノートを見せてもらったら、とにかくきれいに書き取ってあるそうなんです。もう、ほとんど授業そのものをというふうなのをノートに取っていたと。彼はそれで意味が分かっているのかということ、ノートを取ればきちんと何とかなるんじゃないかと思ったということなんですけど、最初のところでしょうか、いわゆるちゃんと、学校に行ったり行かなかったりっていうこともあって、最初のところのつまずきが勉強のやり方、理解につながっていかなかったということで、その発見があって、彼はそこからやる気を出して、何ていたしますか、高校まで頑張って受験をして合格したというようなことも書いてありました。ですから、そういう意味で、いろんなつまずきが発見される場所だろうというふうに思います。

それはそうとして、私が思うには、子ども食堂につきましては、いわゆる子どもの貧困対策の1つとして全国的に運営されているところが多いわけでありましてけれども、貧困を前面に掲げると誰も集まらないというふうに思います。ですので、村内の誰もが集える場所として最終的には運営されていくのがよいだろうと。つまり、気軽においでという格好で自然に集まってこれるようなことを開くのがいいんじゃないかと思えます。誰でも、やっぱり自分の状態を積極的に話す人はいないわけでありまして、ぜひ、こういうふうなところのきっかけをどうやってつくるかっていうのがまずキーになるかなという意味で、行政としては、そういう、まずこのことを見守っていききたいという考え方であります。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長が言われた子ども食堂にすると、なかなか、じゃあ自分で、私は子ども心に貧乏だから来ていますよって、確かにそういうようなこともいろいろ私も研修の中でお聞きしました。

それから、あと、何ていうんですかね、子ども食堂をつくるについては、最初は確かに貧困家庭に食事の提供っていうことだったんですが、今は、ほとんどそうでなくなって、誰でも来てくれていると。それから、あと、私のお聞きしているのは、何ていうんですかね、介護の方もいるかもしれませんが、お年寄り、近所の方がよく来てくれたり、それから、いろんなサポートしたいってボランティアの方が集まってきました。だから、子どもと同数ぐらい大人の皆さんも、保護者も見えますし、

だから、お父さんお母さんも一緒に来て、そのときは有償にしていたかもしれませんが、食べて一緒に帰るとか、そんなような状況も聞いています。

したがって、例えば今、4番のほうに入りますが、そういったところへいろんな子ども食堂の内容が変わってきました、今までは子どものための場所であったのが地域の交流場所になったと、なっていると、そういうお話も聞いております。そして、その何がいいかといいますと、つまり、例えば今、村のほうで、介護保険の中で、地域で、今、総合事業としてやられていますよね、今、お年寄りの。私のおふくろもお世話になっているんですが。そういった中に、一人ではなかなか歩けなくてもサポートしていただければ外へ行けたり、そうすることによって、今までの中川村でやっている、そういった例えば総合支援の中のところに子ども食堂のような場所が、もしそこと一緒に共有できれば、子どもさんとお年寄りさんがそこで行き会えたり、そんなようなことも可能じゃないかなって考えます。したがって、もう少し、名前は子ども食堂であります、地域の多世代交流拠点として考えていくことにすれば、より広く、今、村長の言われるように、そういったいろんな、目的は幾つもあるんでしょうが、大きな目的としては、もう多世代交流拠点と。昨日の質問じゃないけど、交流センターじゃないんですけど、そういう福祉の部分のそういう拠点と、そういう位置づけをしていくと非常に村にとっても分かりやすいし、それから、いろんな人がいろんな多分SOSを出したときに、そこである程度くみ取れると、それに対して気づくところでサポート、手を出していくと、そして重症化していかないと。さきに言った、私が言った予防的見地ってというのは、そういうことをもって予防的になっていくんじゃないか。ですから、行政としていきなりそこへ大きなお金を投入するっていうことは、当初はできないにしても、1つの、もし中川村でやろうとする人たちがもしいらっしゃれば、ぜひ、そういったこともアドバイスしてあげながら、自分たちの自助努力でできる部分と、それから、どうしても足りない部分についてはいろんな問題を考えてあげることなんです、予算組みをしなくても、役所として、行政として何かそういう意味で手助けしていくってことは考えられるんじゃないかと思いますが、ちょっと重複していると思いますが、御意見をお願いしたいと思えます。

○村 長 介護保険の事業とこれと一緒にするっていうことは、ちょっとこれは難しいと思います。っていいのは、介護保険は保険制度でございまして、専門家の方がそれなりのいわゆる介護度のついた皆さんを保険としてサービスを提供するということでありまして、これは難しいでしょうけれども、元気な地域のお年寄りの皆さんと、その中で子どもも含めて交わるといいますか、一緒に何かやるっていうことは、これは十分考えられることでありまして、やり方とすると非常に難しいんですが、これもよく言われている地域共生社会、これを、厚生労働省はぜひこれをつくっていくんだということで、社会保障制度の全体の下支えにしたいというふうな思惑もあるようでありまして、こういうことを地域が自然に何かの動きの中で実現できるということは非常にいいことかなあというふうな思っておるところであります。

肝腎なことを申し上げたいわけでありまして、貧困につきましては、一般的

には自分たちとやっぱり無関係だと思っている方たちも多いかなと思います。そういった壁を乗り越えてきたのが、やはり子ども食堂かなと思うわけでありまして、子ども食堂につきましては、課題を抱えた子どもたちに気がついて、何かしてあげたいというふうに行動するところから恐らく始まるんだろうというふうに思っております。ですから、専門外の人たちの認識を促し、手助けができる拠点だというふうに思っておるわけでありまして、幾つか思うところはあるわけですが、先ほど9番議員の御質問にもお答えしましたとおりであります。いろんなことがある中で、行政としては、拠点をぜひつくりたいという相談があれば、その動きに呼応して場所の提供といえますか、施設との交渉も間に入ってやりますという、最終的に村の施設ということであれば、調整をして何とか運営ができないかと、この皆さんが使うことができないのかということまで一緒に考えていくことは、やぶさかではないと、こういう形で、村は支援をしてまいりたいということで、今思っておるところであります。

○4 番 (大原 孝芳) 非常に前向きな答えをいただきました。

ちなみに、この前、私たち研修を受けたときに湯浅さんが来てくれたのが、上片桐に来てくれました。多分、地区の衆のそういった関係の方が呼んだんだと思うんですが。そこに上片桐の今JAの直売所がありますよね、ファミマかなんかがあった。そのトイメンに竹村工業っていう会社さんの持ち物の建物田ありまして、そこでハグっていう、H・U・Gっていう、よくハグするっていうね、NPOなんですけど、それをやっています。したがって、その代表者も来ていまして、その方の基調講演もあつたんですが、非常にしっかりやっているっていうか。それで、子どもさんもそこで勉強を教えたり。それで、さっき言った場所の問題については、その会社さんが全面協力していただいているっていうような、そんな話もあつたり、やっぱ非常にしっかりやっているっていうところで。それで、地域の人たちも本当にその会合には大勢の方が見えていて、本当、女性が多いんでしょうけど、ああ、やっぱり地域に支えられてやっただなあつていうのを見て非常に感心してきました。そこに中川村の先ほど9番議員が言ったやりたい人っていうのも来たんで、多分その方を言っていると思うんですが、そういった方も現実にはいます。したがって、もし、今日、村長の答弁でそういったことをやれば、一気に前に進むんじゃないかと思えます。

それから、食事のものについては、全国の事例を見ますと、例えば今フードバンクつてありますね、そういったところから調達されたり、さっきJAの話もあつたし、それからコンビニの期限切れのものを入れたり、いろんな手当があつたり、非常に、そういういい環境にはあると思います。

それから、場所については、例えば全国ではお寺さんでやったり、それから特にコンビニが自主的にいろいろ進めていたり、それから企業が優先的にやったり、いろんな事例が出ています。したがって、村でそうやって前向きに場所の提供とか相談に乗っていただけることは本当にありがたいし、また民間企業がそういったことにも興味持っていてやっていただけるっていうことも、ぜひ情報を流していただいて、中川村の企業の中でぜひ応援したいと、そういうところがあつてくれれば本当にあり

がたいことだと思います。

ぜひ、今日、村長の答弁で前向きな答えをいただきましたのでありがたいと思います。

それから、ぜひ、この地域のにぎわいはここからはじかれる子どもたちをつくらないうっていうことでつくると、そういうのが可能になると、そういうことでありますので、ぜひ、私たち、そのやりたい方を応援しながら、また行政の皆さんのお力を借りながら前へ、一歩前へ出ていくと、そんなことを期待しまして、一般質問を終わります。

○議長 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時30分といたします。

[午前10時16分 休憩]

[午前10時28分 再開]

○議長 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 飯島寛議員。

○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。

質問に入ります前に、9番目でございますので多くの議員たちが同様の質問をしているかと思いますが、新鮮味が薄いからといって賞味期限が切れておるわけでございませぬので、改めて回答のほうをよろしく願いいたします。

私は、1「村の防災対策」について。

私は、これまで、支え合いの地域づくり懇談会についてとして防災に対する懇談会の体制の実行性を、続きまして、支え合いの地域づくり懇談会についてその2として全村均一的で継続的な防災対策を早急に講じマニュアル化する用意があるかと質問しました。今回は、防災に関連する3回目の質問となります。

これまでの私の防止対策に対する質問は、災害は起きるべくして起きるものとして、そのとき支援を要する人たち、要配慮者をどうやって救済したらいいのか、そのための体制整備はできているのかといったことに視点があつたと思われまふ。

最近、私は天竜川上流河川事務所長の経験をお持ちの国土交通省砂防部長さんの土砂災害の恐ろしさ土砂災害対策の大切さという講演を聞く機会を得ました。

講演は、台風19号に伴う土砂災害として、まず1つ、台風に伴う土砂災害としては過去最大の発生件数、これは昭和50年統計開始以来ということですが、だったということ、2つとして宮城県丸森町で土砂・洪水氾濫が発生し、直轄砂防事業に急遽着手したということ、3つ目として気候変動による土砂災害の激甚化、頻発化、同時発生化が懸念されるということ、最後に一部の土砂災害は土砂災害警戒区域に指定されていない箇所が発生していたということ、これらのキーワードについて説明があり、続いて台風19号の概要説明、さらには台風19号に伴う土砂災害の状況説明がありました。

また、こうした土砂災害発生時のTEC-FORCE、これは砂防班で高度技術指

導班というのだそうですが、の派遣活動状況の説明がありました。災害発生時には、地元の警察、消防団、さらには自衛隊の対応が大きく報道されていますが、TECFORCEっていうのは初めて聞く名前でしたが、どれだけ土砂災害防止に貢献しているかということを知ることができました。

続いて、令和元年度台風19号における天竜川流域の整備効果として天竜川、三峰川の直轄砂防事業の推進により流域の約870億円の資産への被害を軽減できたと推定という説明があり、本当かなあと思いながらも、台風19号当時の災害発生を最小限にすることができたことをほうふつさせられました。

逆に、7番議員の一般質問では、台風19号はたまたま東にそれたので伊那谷は大規模災害を免れたというようなことをおっしゃられておられましたが、見方が違うと見解も大きく異なるのだなということも改めて感じました。

また、3か年緊急対策と補正予算及び当初予算の関係として天竜川中流地区直轄地すべり対策事業の説明があり、既に令和元年6月に着工式が行われたということでした。

講演は、住民の人名保護に関する直結する観点から、市町村へのお願いとして、まず土砂災害警戒区域等の指定に基づき市町村の土砂災害ハザードマップを最新のものに更新すること、続いて、避難すべき住民を特定し、具体的にどのように避難するか地域の方々と相談する場を設けた上、その具体策を作成、最後に、これを用いた自助・共助としての避難訓練を定期的実施するよう支援と説明がありました。この市町村へのお願いにつきましては、これまでの私の一般質問とほぼ似た趣旨であって、的外れではなかったと安堵いたしました。

講師は、復旧・砂防工事は1度施行すればよいというものではなく、砂防ダムなどは堆積物の取り除き工事が必要であるという話をされました。私は、三六災害時、崖崩れの起きている最中の長い坂の縁を一直線縦隊で下校し辛うじて難を逃れたというすごいことを思い出して、その後、長い坂は道路拡幅したものの、三六災害箇所はそのまま何もしていないんじゃないかなと不安に駆られました。今度の計画でも村では堆砂が進んでいる河川のしゅんせつを進めるとしているわけですが、復旧・砂防工事は1度施行すればよいというものではないという観点から見ますと、三六災害時以降の災害復旧工事を行った箇所を全て把握しているのか、災害復旧工事を行った箇所の安全性はいつ確認したのか、この確認による要補修箇所をどの程度把握しているのか、村長にお聞きします。

○村長 村が所管をしております災害復旧工事箇所につきましては、昭和43年以降の工事についてであります。災害復旧事業工事整備台帳というもので全て確認ができますので、このもので把握することができるということを申し上げておきたいと思っております。

ただ、災害復旧工事を行った箇所の安全性につきましては、竣工時に所定の検査を行い、当然確認をして引き取っておるわけでありまして、その後の構造物の変化、亀裂が生じたり一部破損箇所があったりというようなことでありますけれども、こういったこと、そのことと議員がおっしゃられた堰堤の堆砂状況につきましては、確

認はしておりません。

長野県でありますけれども、災害復旧工事箇所というだけではなくて、特に重要度の高い構造物についての要補修箇所の把握のことでありますけれども、これにつきましては長野県も村も長寿命化計画を策定して、おおむね5年ごとの点検を行いまして、その結果に基づき必要に応じて補修工事を行っております。

また、特に甚大な被害が予想される河川についてであります。1級河川天竜川につきましては、毎年5月に天竜川上流河川事務所と村で合同の巡視を行っております。

それから、県管理の重要水防区域河川につきましては、河川モニター制度というものがありまして、そのモニターの方を活用させていただいて、河川施設の異常ですとか土砂の堆積の状況について報告をいただいております。

あと、村管理の河川についてでありますけれども、関係をいたします各地区からの要望を基に現地調査を実施しまして対応しておる状況でございます。最近では、今年になってあります。美里地区の黒牛から谷田地区を流れる手取沢川の、これは県管理の範囲の河川になるわけですが、このしゅんせつがされております。この河川について、こればかりではなくて、要望箇所等を頂いておりますこの河川の上流、これにつきましては、これから予算の特別委員会の中で御審議をいただくわけでありまして、同河川の上流部のしゅんせつにつきましては来年度に行うことを考えておるといって、把握箇所につきましては、どうしても重要なところというのは、今申し上げた把握になります。

○2番 (飯島 寛) 今の御答弁でいきますと、ほぼ必要なことは満たしておるといふうに理解はできます。

ただし、先ほども申し上げましたように、指定箇所になっていない、大丈夫だという箇所でも氾濫や事故が起きていると、災害が起きているということを念頭に置いて、まだまだ点検が済んでいないような箇所については引き続き点検を励行するようなことをぜひお願いして、次の質問に参ります。

2番「中川村第6次総合計画」と国の第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』について」質問いたします。

中川村では、本年度が第5次総合計画の目標年次であるとして、令和2年度から中川村第6次総合計画を施行すべく策定作業が進められ、先般承認されました。

中川村第6次総合計画の第1編 序論、第1章 計画の概要、第1節 計画の策定の狙いで、今年度为目标年度としたまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を策定し、種々の施策を推進してきたとしています。

また、中川村第6次総合計画は、中川村が長期的な展望とその方向性や方策を明らかにするための持続的な村づくりの推進のための指針、SDGsとするとしています。

また、第2節 計画の性格と名称、1、計画の政策では、国、県などの関連計画と整合性を図った計画ですとしています。

私は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についての講演を受講してまいりました。

質問に入ります前に、中川村のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略にどの程度準拠していたか、村長にお聞きます。これが1番です。

続いて、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度で第1期が終了し、令和2年度から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートします。これは令和元年12月20日の閣議決定です。本部事務局では、国です。1、第1期の成果と課題として、1、地方の若者就業率の向上、2、インバウンドの拡大、3、農林水産物・食品輸出額の拡大、長野県では、4、人口減少・少子高齢化、5、長野県では東京圏への一極集中等々の項目について具体例や実数での分析が行われておりました。

中川村では、中川村第6次総合計画の策定に際し、中川村のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略についてどの程度に成果と課題分析を行ったのか、村長にお尋ねします。これが2番目です。

続いて、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、Ⅱ、第2期の主な取組の方向性として、1、第2期総合戦略、地方創生の目指すべき将来、2、第2期総合戦略、第2期の主な取組の方向性、3、第2期総合戦略において見直し等を行った事項、4、第2期総合戦略、第2期総合戦略の政策体系等について、第1期の成果と課題の分析結果を踏まえて第2期の主な取組の方向性を示しています。

まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略は、今年度が目標年次として策定したとあります。村長は、今般の中川村第6次総合計画の基本方針にのっとり第2期対策のまち・ひと・しごと創生計画を進める具体策を施策に盛り込み、来年度予算策定を行ったとしておりますが、これは中川村第6次総合計画と並行して第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を策定すると理解してよいのか、村長の考えをお聞きます。これが3番目です。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のⅢ、第2期の主な施策では、1、地域資源・産業を生かした地域の競争力強化。この項目では地域金融機関との連携による地域人材支援事業などが記載されています。2、地方への移住・定着の促進、3、関係人口の創出拡大。これは、1番議員の質問にもありましたが、この項目では長野県泰阜村の事例が載っております。4、企業版ふるさと納税の拡充、5、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、6、少子化対策追記評価ツールを活用した少子化対策の推進、7、地域交通イノベーションに向けた計画、制度等の見直し、MaaSなど新たなモビリティサービスの推進。小さな拠点として長野県豊丘村の事例の記載がありました。8、特定地域づくり事業協同組合制度案の概要、9、スポーツ・健康まちづくり（概要）、10番、新たな前世代・全員活躍型の生涯活躍のまち推進強化、誰もが活躍するコミュニティづくり、11番、地域におけるSociety5.0、これは科学技術施策、内閣府の推進、地方創生SDGsの実現。これは根羽村の例が載っております。等々について詳細な説明がありました。

基本構想である中川村第6次総合政策の施策は、中川村の将来ビジョンの設定であると思います。村長と議論を闘わせた5番議員さんには大変申し訳ないのですけれど

も、中川村第6次総合計画でいえば、薬でいえば効能書きで、絵に描いたぼた餅です。当然、効能書きだけでは効果もありませんから、薬には処方箋が必要です。この処方箋こそ第2次まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の策定だと思います。しかも、十分な成果を上げるためには、この具体化が絶対条件です。総合戦略とはいっても、具体的な戦術がなくてはならないと私は思います。

私が国のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてるる申し上げてきたのは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略はPDCAのマネジメントサイクルをきちんと機能させているっていうことを申し上げたかったからでございます。ですから、成果と課題分析を行ったのかどうかをお聞きしたわけです。

また、第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を策定するとすれば、私は第1期のことを記憶しておりませんので、中川村第6次総合計画と併せて第2期のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を村内に全戸配布する等の周知策を講ずることが必要と考えます。このことについて村長の認識をお聞きます。

以上、申し上げました1から4までについてお答え願います。

○村 長 4点御質問いただきましたので、1つつ戻りながら答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、現在の第1期のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生の総合戦略にどの程度準拠しているのかという最初のお尋ねでございますが、国の第1期の総合戦略におけます基本目標をもう一遍申し上げてみたいと思えます。基本目標の1が地方に仕事をつくり安心して働けるようにしていく、基本目標の2、地方への新しい人の流れをつくる、基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、基本目標の4、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携していくというものであったと思えます。

中川村では、この基本目標と第5次の総合計画の後期の基本計画との整合を図りまして、この中で中川村の総合戦略の基本目標をこのように定めたところであります。まず、基本目標の1が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、人口の自然減を抑制する、基本目標の2、未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制、基本目標の3、地域における仕事と収入の確保、基本目標の4、人口減少下における地域の活力の確保という目標を定めたところであります。その目標の下での施策の方向性につきましては、国の掲げているものと合致していると思っておりますけれども、国が基本目標の中で示している取組を全て中川村で取り組むということは現実的ではないだろうというふうに思っております。村が現に取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている事業を施策の方向性に則して分類しまして、基本目標であります先ほど申し上げた文言になったということでございます。

どの程度準拠したかというふうなことでありますけれども、この割合といえますか、そういう形ではちょっとお答えができていくのかなあというふうに思っております。

2点目の御質問であります。第6次総合計画の策定立案に際して、まち・ひと・し

ごと創生中川村総合戦略についてどの程度に成果と課題分析を行ったのかということですが、総合戦略につきましても、基本目標にあります政策分野ごとに数値目標を設定しております。

また、各政策分野の中に具体的な施策につきましても、重要業績評価指標KPIを設定して、事業の進捗管理、計画期間終了後の成果検証の基本とこれをしております。

そして、もう一つ、外部有識者の皆さんで組織する総合戦略推進委員会に進捗状況と成果検証をお願いしております。毎年度、数値目標管理シートというものを作って、これによって検証いただいております。

また、総合戦略については、PDCAサイクルによって必要に応じて改定するというふうなことを明記しております。第1期中川村総合戦略も2015年10月の策定以降2回ほど途中で改定をしております。このため、総合戦略は、村の数々の計画の中では、一番、時代といいますか、リアルタイムなものになっているのかなというふうに思っております。

したがって、総合戦略は総合計画に掲げる政策計画のうち地方創生を推進するための政策を明らかにするものなので、村が実施する全ての政策を掲載するものではないかもしれませんが、第6次総合計画の策定に当たっては、一番新しい意味での総合戦略とその検証結果を参考にして第6次総合計画の計画立案に生かしたということがございます。

3点目の御質問であります。中川村第6次総合計画と並行して第2期のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を、これを並行して策定をすると理解してよいのかということですが、現在、第2期中川村総合戦略を策定中でございます。実は、今月の17日に先ほど申しました外部の皆様からなります総合戦略推進委員会を開催していただく予定になっておまして、これにつきましては、年度内にこのところにお示しをして、最終的には策定をしまいたい、このように考えております。

総合計画につきましては、5年間の基本計画を定めるものですが、変わり身が非常に――変わり身といいますか、非常に変化が速い時代でありますので、この中で5年というスパンは確かに長いわけでありまして、基本計画の中に具体的な目標を書き込むということは非常に難しいわけでありまして、常に見直しをしていくべき総合戦略では、先ほど第5次の場合には2回ほど途中で見直しを図って、それに基づいて目標を決め、推進をしてきたところでございますので、特に総合戦略は、先ほどリアルタイムだというふうに申し上げましたけれども、具体的な施策を掲げまして創生事業を進める意味で、具体策を施策に盛り込み、この中で来年度の予算策定にも生かしておるというふうにお答えをしたいと思います。

それから、最後の御質問であろうかと思っておりますが、第2期のまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略、これを村内に全戸配布するなどの周知策を講ずることが必要と考えるがということですが、そのとおりだと思っております。実は、5番議員の御質問の中にもありました。やはり、どこかの場で、第6次のができましたよってというだけで、これを、総合計画ですけど、これをできましたよでいいのか

という問題もありますし、特に、この総合戦略の2期目のものは、それこそ一番正味の課題といいますか、人口減少にどうやって対処をしていくんだということ、一番今の在り方が問われる計画だと思っておりますので、第5期でも行いましたけれども、当然、全戸に何らかの形で行き渡る、こういったことを考えたいと思っております。ただし、結構、現状の人口の分析から、結構厚いものでありますので、数値目標も含めてでありますけれども、これ全部配布しても読むのが非常に大変だということもありますので、ここら辺は工夫をしていきたいなというふうに思っております。工夫をするというのは、5期のときもそうでしたが、ダイジェスト版のようなものを作りまして全戸に配布して、村は今こういうことを進めようとしているんですということ、を共通の認識として持っていただくということを行ってきたところでありますので、昨今の中で、ネット、インターネットを通じてというやり方もありますけれども、全ての方がそういう媒体で御覧になるわけには、見ていただくわけにはいきませんので、やはり紙での提供も考えていきたいというふうに思っております。

また、地区の懇談会等がどうも必要になるなという場面がもしあるようでしたら、その折にでも行って説明をしていくという、こういう努力は必要かなというふうにご覧しております。

○2 番 (飯島 寛) ただいまの答弁で1から4までお答えいただいて、まず丸写しじゃないよということが言われましたし、密室での会議ではなくて、ある程度公開しますよということも伺いました。新しいものは策定中だということも分かりました。4番のほうも賛成いただいたんで、要点を絞り込んで、方向性だけ分ければ村民の方は理解できると思っておりますので、ぜひお願いしたいということと、併せて、これに対するモニタリングを随時してもらいたい、そうしないと計画修正ができなくなってしまいます。自己満足で終わってはなりません。以上申し上げまして、次の質問に入ります。

3 「「子どもの貧困」について」、このことは多くの議員がばんばんばん質問しておりますので、いささか新鮮味に欠けますけれども、先ほど申しましたように賞味期限が経過しておるわけではございませんので、耳を傾けていただきたいと思います。

子どもの貧困とは、必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線、等価可処分所得の中央線の50%以下で暮らす相対性貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状態をいうと定義されておまして、甚だ分かりにくい内容ですが、いわゆる極貧と言われる人だと、貧しい人たちというふうに分類して考えればいいのかと思っております。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成25年6月26日法律第64号は、子どもに貧困率が過去最悪を更新する状態に対処すべく、子どもの将来にがその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的で制定された法律であると法制化して、子どもの貧困の救済を目指しております。

厚生労働省が2017年にまとめた報告書によりますと、日本の子ども17歳以下の相対的貧困率は13.9%、2015年でした。これは、日本の子どもの7人に1人が相対性貧困状態にあることを示しています。これは4番9番の議員さんもおっしゃっていることです。2014年のOECDのまとめでも、日本の子どもの貧困率は先進国34か国中10番目に高い数字でした。近年の日本では、貧困に悩まされている子どもの数が多く、問題をなっております。政府は、国を挙げて対策を行っていますが、いまだ問題の解決までには至っておりません。

子どもの貧困の原因は、1つ目は親の収入の問題で、親が仕事をしていない、またはアルバイトなどの非正規雇用のため給与が少ないなどが貧困の根本的な原因だと考えられています。親が定職に就けるような仕組みをつくる必要があるわけですが、難易度は高いと思われます。2つ目は独り親家庭の増加で、未婚の母や離婚による独り親家庭が増え、貧困家庭の多くが独り親家庭であることは内閣府が2018年に公表した国における子供の貧困対策の取組についても示されています。内閣府、ひとり親家庭の離婚後の収入によると、離婚後の養育費を支払っていない父親は8割以上であることが分かり、独り親家庭の貧困の原因の1つともなっております。

子どもの貧困はどんな問題を起こすかということを考えますと、子どもの貧困がもたらす社会的損失は、あちこち数字は出ておりますけれども42.9兆円に及ぶと言われております。貧困層と富裕層の間で教育格差が生まれてしまい、今の日本の風潮では、教育格差はそのまま経済格差に直結するということになります。

貧困家庭の子どもに必要なことは、子どもが安心して過ごせる居場所をつくることや放課後児童クラブの活用、子ども食堂など温かい食事の提供、放課後子ども教室といった学習サポートなどがあるとされています。

子ども食堂につきましては、4番議員や9番議員の質問にもありましたが、駒ヶ根市で取り扱いが既に開始されていると聞きます。聞いた話ですが、駒ヶ根市で子ども食堂に携わる関係者の方は、本当に子どもの貧困で困っている家庭の子ども、多分絶対的貧困だと思われましても、なかなか子ども食堂に来てくれないということを通らしたという話を聞きました。これは又聞きですので、正直ちょっと不確かな発言ではございますけれども。これは、十分な評価が子ども食堂をやっても出てこないのかなということが非常に危惧される問題でもあります。だから、手を打ってみても結果検証ということをやっていないということが起こるのかもしれないことを思った次第であります。

子どもの貧困に対して私たちができることは、こうした方策を実践することや炊き出しや貧困問題を伝えるための講演会の、何人かの議員が聞いたそうですけれども、開催などのボランティア活動があるとされております。

しかし、子どもの貧困については、その定義や関連法は曖昧模糊としておりまして、私たちにはその具体性が理解できません。例えば法制度でいきますと、所轄が厚労省であったり文科省であったり、それぞれ立てる数字が違っているなんていうことで悩んでいるというような話もちらちらと聞きます。

中川村では、子どもの貧困について具体的にどのような政策を講じ、その施策の遂行についてどのような障害や問題があるのか、住民にはほとんど周知されておりません。中川村の子どもへの貧困に対する取組姿勢とその具体策の内外への周知や進捗状況の開示は、村内移住策の成否にも直結すると思われまします。子育て体制が十分できていなくて貧困対策ができていないところに誰も住もうとは思いません。そういったことを踏まえて、村長に、どんなふうを考えているんだと、このことについて、周知ができていないか、できていないか、それから外にアピールできているのか、中川村はこんなにいいことをやっているんですよ、だから村に来てくださいねという策はどういったことをやっているのかということに論点を絞ってお聞きします。

○村 長 村が行いますのは、貧困対策でこういうことをやっておりますということ以上に、例えば、時々、つまり子どもを育てるに当たって子どもさんに対する支援はこういうふうなことをやっております、あるいは学校に行った場合には、就学した場合には就学の支援もこのようにやっております、あるいは子ども時代の保育園になりますけれども、今年の4月から保育料については3歳以上児の子どもについては無料ということに実施がされるわけですがけれども、未満児につきましては、私どもとしてはお金を頂戴するわけですが、第3子以降の、あるいは生活保護世帯といえますか、そういう低所得の皆さんについては、これは無料でございますよということ、それから、だらだら申し上げますけれども、給食費につきましては、保育園です、の給食につきましては、4,000円ちょっとかかる場所でもありますけれども、この分は一律1,000円は私ども村が負担いたしますということと、低所得の皆さんについては、これも安くといえますか、なる、する制度は十分ありますよというようなこと等々を、こういったことを幾つか支援の策としてやっておりますし、また、ちょっとこれはあれですけども、学校の中では、こういう言い方はすぐ結びつくか分かりませんが、未来塾というような形で、授業を補完したいという思いから、週1回でありますけども、小学校、小学校は休み、夏休みの期間を通じてであります、中学生については週1回、夏休み、冬休み、こういったところで塾も開催していますよですとか、こういった学習支援ですね、それから学童保育、児童クラブでありますけども、児童クラブは1年生から6年生まで、この時間で、2時から6時半まで預かっておりますよ、もちろん、いわゆる時間単位での延長もこういうふうにできますよというようなことも含めて、具体的には、貧困対策という名目ではなくて、ホームページの中で公開はさせていただいております。特に、こういったことが移住してくる時に目に留まるように、今回は、そのサイトといえますか、村の公式のホームページを一新いたします。その中で分かりやすい、施策としてはこんなことがあるんだというようなことでアピールできるようなふうな、外向けといえますか、きちんとつくっていききたいというふうなことを思っておるところであります。

子どもの貧困対策に対する取組の具体例をこういうことでやっておりますとい方はできませんけれども、取組に姿勢につきましては十分分かるように表していきたい。ただし、どのように進めているか、村民の皆さんに対してこういうことがありますよ、

開示をするとかいうようなことは、ちょっとこの場合、表に出すことがいいのかどうかのかっていうのをもう少し議論する必要があると思っておりますので、また、そういうことを確かにやらないから、実際に村として貧困といいますとこういう問題も個々対処しているにもかかわらず、どうもやっていないように見受けられるということがあつたら、どこかのところできちんと分かるようにしていく必要はあるんだろうと思いますけれども、あまりこの問題について表に出していくのはどうなのかなあという思いがありまして、村としては、今申し上げたような施策を移住してくるときに中川はちょっとほかのところよりもちょっといいのかなとか思っていたけりょうに、うそを言うてはいけないと思ひますが、正確なところでそんなやうなことに心がけていきたいなというふうにおもっております。

これは行政の考へておるところでありますので、実際、教育の面での取組に關しましては教育長のほうから答弁をいたしますので、お聞きをいただければと思ひます。

○教育長 今、村長のほうからお話のあつた部分、重なりますけれども、教育の面で考えますと、就学援助を実施しております。

義務教育を終えての教育については、村の奨学金の利用を勧めておるところです。

子どもが学校から帰る時間に保護者が仕事で家にいない場合は、今もお話がありましたけれども、児童クラブの利用をしてもらっております。

放課後子ども教室は、放課後の子どもの活動場所として水曜日の放課後実施をしておりますけれども、その場所で宿題はしておりますけれども、学習支援までは、ちょっと行っておりません。

このほか、学校でそれぞれ先生方が努力をしておるところでありますけれども、不登校ぎみな子どもたちにはなかなか支援が行き届かない部分がありますので、このことについては力を入れていきたいというふうにおもっております。

○2番 (飯島 寛) ただいま村長並びに教育長のほうから施策についてる説明をいただいたわけですが、私が申し上げておるのは、そういったことが、先ほどのほかの質問にも関係するわけですが、打つた施策がどうだったということを必ずマネジメントサイクルとして提示した上で、成果はこうだったんだ、ここはこういうふうにお改善していけばいいんだということを繰り返すことによつて一定の成果が必ず得られると思ひます。その得られた成果を、別に貧困家庭って言わなくていいんで、子育て支援、私たちがこんなことをやつて成功してありますよということをばんばんばん外に向かつてアピールしていく、そのことを私はやつてほしいということを今の質問で申し上げたわけでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これでお飯島寛議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願ひます。(一同起立) 礼。(一同礼)